

福知山市トップアスリート全国大会出場事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツの振興及び競技力の向上を図ることを目的に、アマチュアスポーツの大会として実施される全国規模の大会（以下「全国大会」という。）に出場する個人及びチームに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する大会へ出場するものとする。

- (1) 国民体育大会、日本選手権大会及び全国障害者スポーツ大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技協会及び競技連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国大会
- (3) その他市長が適当と認める大会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する大会に出場し、市長が適当と認める成績を修めた個人（未成年にあってはその保護者）及びチームとする。ただし、個人にあっては当該個人が、チームにあっては競技登録されている選手の半数以上が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 本市に住所を有する者（本市外のチームに所属し、当該全国大会に出場する場合を除く。）であること。
- (2) 市内の事業所に勤務する者であること。
- (3) 市内の学校に在学する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金は、職業として当該競技を行う者に交付しないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な用具費及び旅費とし、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2に定める額とする。ただし、当該補助対象事業につき、他の機関等から補助を受けている場合は、その額を除く。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福知山市トップアスリート全国大会出場事業補助金交付申請書兼全国大会出場激励申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 大会要項等大会の詳細が分かる資料
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を福知山市トップアスリート全国大会出場事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助出場者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに福知山市トップアスリート全国大会出場事業補助金交付変更申請書(別記様式第3号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

2 前項の申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 補助出場者は、補助対象事業の完了後1か月以内に福知山市トップアスリート全国大会出場事業補助金実績報告書(別記様式第4号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 大会結果一覧等大会の成績等の状況が分かる書類
- (2) 出場選手名簿
- (3) 補助対象経費の支払その他事業実績が確認できる書類
- (4) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付を受けようとする補助出場者は、前条の規定による実績報告後に、福知山市トップアスリート全国大会出場事業補助金交付請求書(別記様式第5号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助出場者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われたこの要綱に規定する補助出場者に対する補助金の交付に係る規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

明細	説明
用具費	練習及び試合球類、ビブス、滑り止め等補助対象事業の実施に必要なとなるスポーツ用具購入に要する費用
旅費	補助対象事業の実施に必要なとなる片道50キロメートル以上の旅客運賃及び特別急行料金、新幹線特別料金、座席指定料金、航空運賃、船舶運賃の実費並びに自家用車運賃（福知山市旅費支給条例（昭和27年福知山市条例第5号）第8条に規定する車賃に相当する額）

別表2（第5条関係）

補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）	
上限額	個人	20,000円
	チーム	競技登録されている選手の人数に20,000円を乗じた額又は200,000円のうちいずれか低い額